

## 地方の時代

### 条例・宣言制定運動の意義

友 永 健 三

#### 一 最近の動き

「地対財特法」が五年延長されて二年が経過した。この二年間を総括し、残された期間をいかに活用していくかを明らかにすることが求められている。

この二年間を振り返ったとき、まず注目される点は、昨年三月一日付けで地域改善対策協議会の委員が新しく任命されたことである。

「例外なき総入れ替え」と言われているとおり、政府関係以外から選ばれた一〇名の委員は、すべて新人となった。

部落解放基本法実行委員会や同和問題の現状を考える連絡会議などから要請されていた国際人権法や憲法の専

門家、女性の委員の任命は実現したが、当事者の代表を複数選任するという点については一名にとどまった。

「地対協」は、この間、定期的に開催されてきており、昨年七月には学識経験者を中心に総括部会が設置され、部落の実態視察を実施したり、関係各省庁から現状の説明をうけており、五月には運動団体や研究機関からの意見聴取を行っている。

次に注目されることは、政府による実態調査が行われていることである。昨年六月には、主として行政が保有するデータをもとにした「概況調査」が実施された。

一月にはおよそ五世帯に一世帯の抽出で「部落の生活実態調査」が、また、同じ時期に、沖縄から北海道まで、全国を対象にした「国民の部落問題や人権問題に関する意識調査」が実施された。

ただ、関係方面から強く求められていた、「未指定地域」の実態調査は実施されていない。

昨年実施された一連の調査の中間集計は、今年の九月には明らかにされることとなっている。「地対財特法」五年延長期限後の法律のあり方も含めて、今後の部落問題解決に向けた取り組みをどうするか論議が、この調査結果が発表されてから、本格的に展開されることとなる。

さらに、昨年八月、三八年ぶりに本格的な政権交代が誕生したが、安定政権が誕生するまで、当分の間、事態は流動を続けることが予想される。

従って、従来、部落解放基本法に賛同していた日本社会党、公明党、民社党等だけでなく、広く各党に働きかけを行うとともに、個々の国会議員に対する働きかけを重視していくことが必要である。

#### 二 条例・宣言制定あいつぐ

これまで紹介したように、この二年間、部落解放基本法の制定に向けた肯定的な事態が進展してきているが、何よりも注目される点は、「草の根運動」が盛り上がりつつあることである。その結果、宮崎、大分、徳島、香川、愛媛、山口、島根、鳥取、広島、岡山、兵庫、大阪、

滋賀、和歌山、京都、奈良、三重、愛知、岐阜、静岡、東京、長野、埼玉、茨城などで部落解放基本法の内容を踏まえた宣言や条例が採択されてきている。

また、企業や労働組合、さらには宗教団体などで、部落解放基本法の制定を求めた宣言や決議が採択されている。

部落解放基本法実行委員会の調査によれば、本年七月一日現在、宣言を採択した自治体は五二八、条例を採択した自治体は七四にのぼっている（資料参照）。

採択された、宣言を見ると、部落差別の完全撤廃を求める宣言と、人権全般の確立を求める宣言との二種類に大別される。

条例の方は、①部落差別調査等規制等条例、②部落差別撤廃擁護条例、③部落差別撤廃・人権擁護条例、④あらゆる差別撤廃条例、⑤人権条例の五種類に分類することができる。

部落差別調査等規制等条例は大阪府で一九八五年に実現しているし、現在福岡県でも制定をめざした取り組みが精力的に展開されている。

部落差別撤廃条例の典型としては、三重県伊賀町で制定された条例をあげることができるし、部落差別撤廃・人権擁護条例の典型としては徳島県下の阿南市を始めと

した一連の条例がある。

あらゆる差別撤廃条例の典型としては、大阪府泉佐野市、奈良県三郷町、長野県御代田町などで制定された条例をあげることができる。

人権条例としては、大阪府島本町で制定された条例をあげることができる。

五種類の条例の中でも、部落差別撤廃・人権擁護条例と、あらゆる差別撤廃条例の二種類が多くなっているが、これらの中に基本的に盛り込まれている条項は次のようになっている。

①条例の目的、②市(町村)民の責務、③市(町村)の責務と施策、④啓発活動の充実、⑤実態調査の定期的実施、⑥総合計画の策定、⑦行政組織の整備、⑧審議会を設置など。

また、いくつかの条例には格調高く前文が設けられているものもあるし、差別の防止や救済に關した条項を設けている条例もある。

### 三 地方の時代—条例・宣言制定の意義

部落解放基本法の制定を実現していくうえで、自治体レベルで条例や宣言を採択していくことは極めて重要な

いく最も強力な取り組みとなる。

この他、条例や宣言を採択していく運動の持つ意義は大きい。

何よりも、「地方の時代」という時代の流れをうけた取り組みであるし、多様な部落の実態を反映した、きめ細かい取り組みの根拠を作り出すことができるからである。

また、国レベルの不透明な政局を見たとき、部落解放のための確固たる根拠を地元で築いた上で、国に働きかけることができるという意義もある。

### 四 これからの取り組みにむけて

条例や宣言を獲得してきたこれまでの各地の取り組みを見たとき、今後の取り組みに役立ついくつかの教訓がある。

第一は、それぞれの地域ごとの差別の実態(生活実態のみでなく差別事件や差別意識の実態を含む)をまとめ、条例や宣言の採択がなぜ必要なのかを、多くの人に理解してもらえらるようしておくことが必要だという点である。

第二は、部落内はもとより、全市町村民的な盛り上が

取り組みである。

その理由の第一は、部落解放運動の伝統を踏まえることにある。周知のように、一九六五年八月の内閣同和対策審議会答申や、一九六九年の同和対策事業特別措置法は、文字どおり「草の根運動」の獲得した成果である。

まず、部落の中で盛り上がりを作り、市町村や都府県に働きかけ、部落解放運動と地方自治体とが一体となつて国に働きかけた結果、「答申」や「法律」が制定されたのである。

第二の理由は、一九八五年以来の二期に及ぶ「基本法」制定運動の成果を踏まえ、欠陥を克服することから導き出された取り組みだからである。

二期に及ぶ運動の中で、全国的に都府県段階のみならず、市町村段階でも「基本法」の制定を求めた実行委員会が結成された。また、一三六〇に達する自治体で、「基本法」などの制定を求めた議会決議が獲得された。

これらは、二期に及ぶ運動の成果である。けれども、なにがなんでも国に「基本法」の制定を迫っていく地域から盛り上がりを持った運動にはなりきつていなかったという欠陥を持っていた。

その点では、条例や宣言の採択は、それこそ必死の取り組みが求められるし、国に「基本法」の制定を求めて

りを作り出すことが必要である。このためには、地域別集会やパネル展を開催するとともに、個人署名はもとより団体署名活動などを展開していくことも必要である。

第三は、市町村の理事者に対する働きかけを強化し、条例や宣言の必要性を理解してもらうことが必要である。これまで採択された条例や宣言の中には理事者提案であるものが多いことを見たとき、この点は重要である。

第四は、市町村議員への働きかけの重要性である。これは、これまで採択された条例や宣言の中には議員提案に基づくものも少なくないこと、さらには、たとえ理事者提案の条例や宣言であったとしても、最終的には議会を通過しなければ実現しないことを考慮するならば明らかである。

第五は、審議会や検討委員会に条例や宣言の採択が必要かどうか諮問される場合があるという点である。これらの機関が設置されたならば、ここに対しても効果的な働きかけが必要となる。

### 五 反対キャンペーンへの反論

一部の政党や団体から、条例や宣言の採択に反対するキャンペーンが行われているので、これに対する若干の

反論を加えておこう。

これらの反対意見は、部落解放基本法の制定を求めてきたこれまでの運動の中で、すでに出されてきたものの蒸し返しにすぎない。

例えば、「差別の実態は基本的にはなくなりつつあり、いままら条例や宣言は必要がない」、「条例や宣言を制定させて、いつまでも事業をやらせようと狙っているし、市町村民の人権を侵害するものである」、「条例や宣言をつくれば差別を固定化する」などという主張である。なるほど、これまでの取り組みによって、以前と比べたとき部落差別の実態は部分的に改善されてきている。

けれども、生活や労働、教育面の実態には明らかに格差がある。悪質な差別事件は続発しているし、差別意識も依然根強いものがある。これらの差別の実態を直視したとき、部落問題の根本的な解決に役立つ条例や宣言の必要性は明らかである。

同和事業の永続化を狙っているとの批判があるが、これも悪意に満ちたものだといわねばならない。なぜなら、条例や宣言の採択を求めている運動関係者の間においても、部落の完全解放の立場から同和事業の点検・改革をしていく方向を明確にしているからである。

また、市町村民の人権を侵害するものとの批判も、ま

このためには、審議のテーマに部落問題の根本的な解決をいかにして実現していくかを含むこと、当事者をはじめとした広範な関係者との対話を強化することを求めていくことが必要である。

第三には、「草の根運動を一層強化していく必要がある。このためには、条例や宣言の採択をさらに拡大していく必要がある。

また、すでに条例が採択された自治体においては、早急に審議会の委員を任命し活動を開始するとともに、新たな部落解放総合計画を策定していくことが求められている。

企業や労働組合、宗教団体や市民団体などで、宣言や決議を採択していくことも重要である。

第四には、国際人権規約の国内での具体化、人種差別撤廃条約の早期批准と国内での具体化を求めていくことである。

第五には、各政党、各級議員、とりわけ国会議員への働きかけを強め、「部落差別撤廃・人権確立議員連盟」(仮称)の結成を求めていくことが必要である。

部落解放基本法を実現することの意義は、何よりもまず、部落問題の根本的な解決に役立つことにある。

つたくのをえていないといわねばならない。例えば、一九八五年に大阪府で制定された部落差別調査等規制等条例の実施状況を見ても、この条例のために府民の人権が侵害されたことは、まったくないことひとつをみても明らかである。

なお、「条例や宣言をつくれば差別を固定化する」との批判であるが、真実は逆で、条例や宣言を採択し、思い切った取り組みを実施すればかえって部落問題の解決が早くなるし、真に差別がなくなれば条例や宣言を廃止すれば良い。

## 六 転換の時代—「基本法」の実現を

最後に、部落解放基本法の制定をめざした、今後の基本課題をまとめておこう。

まず第一には、今日時点の部落差別の実態を明らかにしていくことである。その点では、昨年政府の実施した一連の実態調査結果を批判的に分析し、不十分点を補っていくことが必要である。とりわけ、「未指定地域」の実態を明らかにしていく必要がある。

第二には、「地对協」の審議を可能な限り審議会的なものとすよう働きかけていく必要がある。

と同時に、部落解放基本法の実現は、日本に存在するあらゆる差別の撤廃と人権確立にも連動する重要な課題でもある。この点は、昨年一月二〇日、部落解放研究所より発行した『日本の人権政策に関する提言』の中で詳しく触れられている。

雑誌『ヒューマンライツ』一九九四年一月号で、総務庁の炭谷室長が、「日本といえば人権というように世界から認められるようにしたいものである。そのためにはなによりもまず同和問題を解決していく必要がある」という趣旨の抱負を述べられているが、筆者も全く同感である。二一世紀にむけた、歴史的な転換期にあつて、「基本法」の実現を達成したいものである。

△追記▽地方自治体における条例、宣言の採択状況は一九九四年九月二六日現在、条例については八九(大阪府含む)、宣言については五六八(三重県含む)となっている。

部落差別撤廃人権擁護条例・宣言制定状況

1994年7月15日現在

	都道府県	市 条例	町 宣言	村 宣言	市町 村数	備 考
北海道		0	0	212	212	アイヌ新法決議 札幌市など172市町村 (道内212市町村)
青 森		0	0	67	67	川内町情報公開・保護条例
岩 手		0	0	62	62	
宮 城	福祉宣言	0	0	71	71	中田町個人情報保護条例
秋 田		0	0	69	69	湯沢市・東由利町個人情報保護条例
山 形		0	0	44	44	真室川町人権モデル都市、温海町個人情報保護条例、米沢・鶴岡市福祉都市宣言
東 京		0	1	64	64	品川区人権宣言
埼 玉		0	71	92	92	3町2村で部落解放都市宣言 25市33町8村で人権尊重都市宣言
群 馬		0	1	70	70	大泉町で宣言
栃 木		0	0	49	49	
茨 城		0	1	92	92	友部町人権擁護都市宣言
千 葉		0	0	80	80	
神奈川		0	0	37	37	
山 梨		0	0	64	64	
長 野	訪問採択	4	51	121	121	立科町(6/17)・山之内町(6/24) など条例、10市20町21村で宣言、1市で宣言訪問採択
新 潟		0	0	112	112	
福 島		0	0	90	90	
静 岡		0	1	75	75	袋井市人権擁護都市宣言
愛 知		0	2	88	88	津島市部落差別撤廃宣言、豊山町人権尊重の町宣言(県個人情報保護条例)
岐 阜		0	1	100	100	関市人権擁護都市宣言
三 重	人権宣言	1	69	69	69	伊賀市部落差別撤廃条例 13市48町8村で人権都市宣言
富 山		0	0	35	35	
石 川		0	0	41	41	
福 井		0	0	35	35	美浜町同和対策基本方針
滋 賀		0	25	50	50	人権擁護宣言、4市20町1村
京 都		1	0	44	44	笠置町部落差別撤廃条例
奈 良		4	2	47	47	安堵町・三郷町・御杖村・荒田野町条例 1町1村で宣言
和歌山		1	8	50	50	湯浅町条例 橋本市・海南市など3市5町で宣言
大 阪	規制条例	3	25	44	44	府規制条例 泉佐野市・阪南市・島本町条例 18市6町1村で宣言
兵 庫		0	50	91	91	部落差別撤廃宣言 10市40町
岡 山		0	12	78	78	8町4村で人権擁護都市宣言 ※3月議会結果集約中
広 島		5	16	87	87	大崎町・豊町・川尻町・豊浜町・東野町条例 3市13町で宣言(4市1町で個人情報保護条例)
山 口		0	2	56	56	山口市、小郡町人権擁護都市宣言(宇部市個人情報保護条例)
鳥 取		5	2	39	39	智須町・日野町・江府町・船岡町(6/24)・合吉市条例 14町町宣言
島 根		0	35	59	59	6市26町3村で人権尊重都市宣言(3月議会で益田市、江津市など)
徳 島		49	0	50	50	熊鷹町除く4市37町8村(3/23徳島市、7/12勝浦町条例可決)
香 川		0	43	43	43	人権尊重都市宣言 5市38町(県内全自治体)
高 知		0	8	53	53	2市5町1村で宣言
愛 知		0	70	70	70	松山市人権尊重都市宣言など12市44町4村で宣言(県内全自治体)
福 岡		0	0	97	97	88市町村で県に対する「規制条例」制定要請決議
大 分		0	30	58	58	部落差別撤廃宣言 大分市など30市町村
長 崎		0	0	79	79	
佐 賀		0	0	49	49	
熊 本		0	0	96	96	
宮 崎		0	1	44	44	高崎町差別撤廃宣言
鹿児島		0	0	96	96	
沖 縄		0	0	53	53	
合 計		73	527	3274	3274	

- ・ 団体宣言等
- 1992年10月26日 長野県評センター
- 10月30日 長野県仏教会 連合長野
- 1993年5月10日 大阪同和問題企業連絡会
- 7月16日 「同和問題」にとりくむ佐久地区宗教者連絡会
- 8月11日 同和問題にとりくむ大阪宗教者連絡会
- 9月25日 徳島県国民健康保険団体連合会職員組合
- 11月10日 徳島県国民健康保険団体連合会
- 11月19日 連合大阪府連をはじめ府内8の労組・民間団体で宣言
- 1994年3月9日 同和問題にとりくむ広島県宗教者連絡会
- 5月19日 滋賀同和問題企業連絡会